

指定障害福祉サービス事業者に対する指定の一部効力停止について

沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、下記の指定障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり指定の一部効力（新規利用者の受入）を3カ月間停止したので、お知らせします。

記

1 対象法人

法 人 名 株式会社コントリビュート琉球
代 表 者 名 代表取締役 上原 秀人

2 対象事業所

事 業 所 名 奏・グループホーム ouka
事 業 所 所 在 地 沖縄県豊見城市字我那覇 446 番地 4
事 業 所 番 号 4720700048
指 定 年 月 日 令和3年5月1日
サービスの種類 共同生活援助

3 行政処分の内容

指定の一部効力停止3か月間（新規利用者の受入）
令和7年10月20日から令和8年1月19日まで

4 行政処分の理由（同法第50条第1項第6号）

- (1) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の請求について、株式会社コントリビュート琉球から提出されたシフト表、タイムカード及び国保連の請求書等によ

れば、当該事業所における夜間支援従事者の配置実態は1人であったにもかかわらず、支援対象利用者の数に応じ2人から4人以上の配置が必要な請求区分による不正請求を行った。

- (2) また、人員配置体制加算(XⅢ)についても、利用者数に応じて特定従業者数換算方法で算定された世話人の人員配置体制を確保していないにもかかわらず、加算要件を満たしたとする実態と異なる不正請求を行った。

5 問い合わせ先

生活福祉部障害福祉課事業指導支援班

電話：098-866-2190